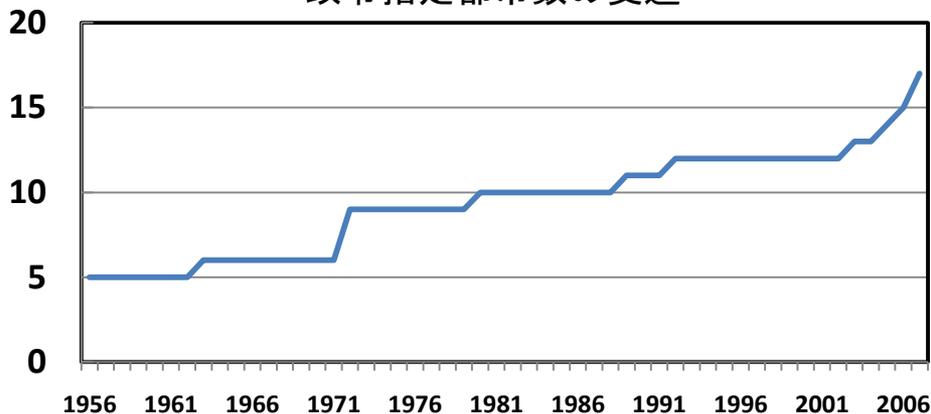


# 産業廃棄物収集運搬業許可に係る手続負担の経緯

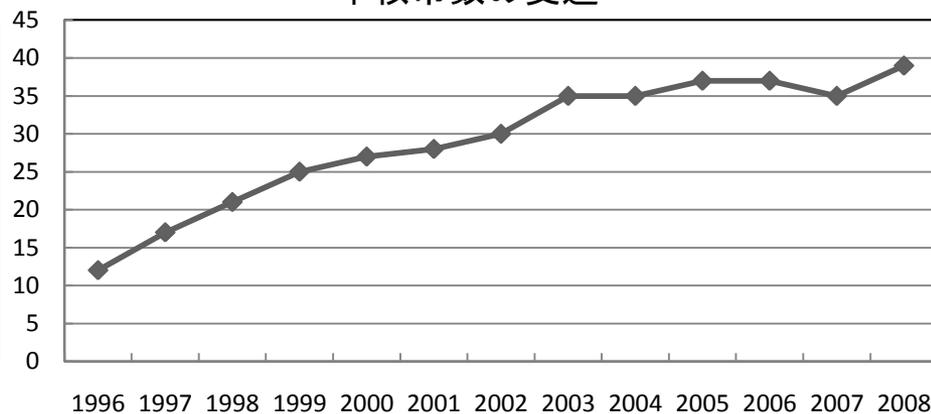
## 産業廃棄物処理の事務を処理する地方公共団体の変更

1. 都道府県
2. 廃棄物処理法施行令で定める市(いわゆる政令市)
  - ① 地方自治法上の政令指定都市
  - ② 地方自治法上の中核市
  - ③ その他施行令で定める市

政令指定都市数の変遷



中核市数の変遷



政令市数は、平成9年の38市から、平成21年には62市へ増加

## 申請書記載項目等の変更

- H  
3
- 処理業許可を、収集運搬業許可と処分業許可に細分化
  - 許可基準に、資力要件を追加

- H  
9
- 欠格要件における役員の範囲に、法人に対し実質的支配力を有する者を追加
  - 積替保管の適正化、収集運搬業者への委託の適正化

- H  
17
- 欠格要件に該当した場合の届出義務の新設

- 事業範囲に積替えの有無等の記載を追加

- 経理的基礎に関する書類を追加

- 一定比率以上の株主、出資者に関する事項(氏名・住所・住民票等)を追加
- 積替保管に関する事項を追加

- 申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書を追加

# 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書について

## 許可申請書の記載項目

氏名・名称（法人はその代表者氏名）、住所
申請者が未成年である場合、その法定代理人 申請者が法人である場合、その役員 申請者に使用人がある場合はその使用人
申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の、氏名、名称、保有株式数又は出資金
事業の範囲
事務所・事業場の所在地
事業の用に供する施設の種類・数量 積替保管を行う場合それに関する事項
①所在地 ②面積 ③積替保管を行う産廃の種類 ④積替保管上限 ⑤積上高さ上限

## 許可申請書の添付書類

住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
申請者が未成年である場合、その法定代理人 申請者が法人である場合、その役員 申請者に使用人がある場合はその使用人
申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書
申請者が法人の場合、定款・寄附行為、登記事項証明書
事業計画の概要
事業の用に供する施設の構造図等、設計計算書、施設付近の見取り図
施設の所有権・使用権原を有することを証明書
事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
経理的基礎に関する書類
事業開始に要する資金総額と調達方法 申請者が法人の場合、 直前3年の貸借対照表、損益計算書、法人税納付額、納付済証明書類 申請者が個人の場合、 資産調書、直前3年の所得税納付額、納付済証明書類

先行許可証の提示により、  
県の判断で省略させることが可能。

# 収集運搬に伴う積替保管の問題事例

収集運搬業者B社が、廃プラスチック類等を、約1年間にわたり、積替保管施設において、不適正に保管(約9300m<sup>3</sup>、面積1500m<sup>2</sup>、高さ14m)。

県は立入検査による発覚後、適正処理及び撤去する旨行政指導したが、改善が進まないばかりか、さらに約4000m<sup>3</sup>積み上げ、不適正な状態が継続・悪化した。

屋外でうずたかく積み上げられており、囲いの破損等も見られ、廃棄物の飛散、流出、崩壊、火災発生のおそれがある。



# 優良性評価制度について

## 優良性評価制度とは

産業廃棄物処理業者からの申請に基づき、都道府県が、遵法性、情報公開、環境保全の取組の観点から設定した評価基準に適合することを確認する制度。

適合確認された産業廃棄物処理業者については、許可更新・変更時に申請書類の一部を省略することが可能。

## 優良性評価の基準

### 遵法性

- 5年以上の業の実績があり、過去5年間に不利益処分を受けていないこと

### 情報公開性

- 処理行程・処理実績、処理料金等をインターネットで公開し、決められた頻度で最新の内容に更新していること

### 環境保全の取組

- ISO14001、エコアクション21またはこれと相互認証された環境マネジメントシステム(EMS)の取得

ワンランク上の優良企業を目指す  
処理事業者の自主的取組の後押し

排出事業者が処理委託先を  
選ぶ際の判断基準

産業廃棄物処理業の健全な発展と適正処理の推進

# 産業廃棄物処理業者優良性評価制度の施行状況

## 適合確認状況

(平成21年6月30日現在)

	許可件数	事業者数
国の制度による適合確認	2,316件	280事業者
都道府県独自の制度による適合確認	637件	164事業者

※ 適合確認されてから把握されるまで数週間程度要するため、数は暫定値。

## 優良性評価認定を受けていることを入札要件としている取組

- (独)国立環境研究所において、平成20年度不用試薬類の収集運搬及び処分業務の入札要件化

### 仕様書の一般事項(抜粋・要旨)

- ・電子マニフェストを使用すること
- ・いずれかの都道府県政令市で優良性評価基準の適合確認を受けていること



- 地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターにおいて、産業廃棄物(ガラス屑、金属屑、廃プラスチック類)の収集・運搬及び処分業務の入札要件化

### 入札説明書の入札参加資格(抜粋)

- ・大阪府産業廃棄物処理業者遵法性・情報公開性・環境配慮の取組に係る基準適合確認実施要領に規定する基準に適合していること

# 廃棄物処理施設設置許可手続について

## 申請者

### 申請に必要な資料

- ・申請書 ー氏名、設置場所 ー施設の設置計画 ー施設の種類 ー施設の維持管理計画 等
- ・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書

申請



## 都道府県・政令市

- ・施設設置に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水に係る調査項目の現況
- ・自然的条件及び社会的条件の現況
- ・生活環境への影響の程度の分析結果 等

### 公告縦覧手続

- ・施設設置場所、施設種類等の公告縦覧
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の公告縦覧
- ・関係市町村長の意見聴取
- ・利害関係者は意見書を提出することができる



### 許可の基準

- ・設置計画及び維持管理計画が周辺の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであること
- ・申請者の能力が設置及び維持管理を的確かつ継続的に行うに足りるものであること
- ・申請者が業の許可と同様の欠格要件に該当しないこと

生活環境保全上必要な条件を付することができる。



許可



施設建設



使用前検査



稼働

専門的知識を有する者の意見聴取